

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 強い経済を取り戻すため、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を確実なものとし、需要の継続的拡大、新たな雇用の創出、投資の拡大、新規事業の展開などのチャレンジを促し、経済成長の更なる推進を図ること。

また、国は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、都市自治体等が独自に実施する地域経済の振興策について財政支援措置を講じること。

2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援

(1) 後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等の中小企業・小規模事業者等について、企業の能力や地域資源を活用し、将来に渡り事業を維持・発展させることができるよう、引き続き人的支援を含む総合的な財政支援を講じること。

(2) 厳しい景況下にある中小企業者・小規模事業者等を支援するため、「セーフティネット保証制度」の認定基準の緩和や「小口零細企業保証制度」の維持・拡大を図るなど、金融支援制度の充実並びに税制上の優遇措置の拡大を図ること。

また、消費税増税の際には、景気対策等、中小企業・小規模事業者等への影響を考慮した支援を行うこと。

3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化など、さらには生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成・再整備、企業誘致に対する支援体制の構築や財政支援を実施すること。

また、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進

(1) 地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策、並びに安定的な電力供給体制の整備促進を図るため、再生可能エネルギー等の導入に係る関係法令の手続きの簡素化や補助制度の拡充等、総合的な財政支援措置を講じること。

- (2) 住宅用太陽光発電システムの導入を促進するため、「住宅用太陽光発電導入支援補助金」の再構築もしくは、これに代わる新たな導入支援策を整備すること。
 - (3) 公共施設等への再生可能エネルギーの導入促進を図るため、関係法令等における規制緩和を行うこと。

また、固定価格買取制度の運用や情報提供に関し、都市自治体に配慮した体制を整備すること。
 - (4) 新たなエネルギー資源として注目されている、メタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。
 - (5) 大規模な太陽光発電設備等の建設に当たっては、景観や自然環境への影響に配慮するとともに、都市自治体の同意を義務付けるなどの対策を講じること。
5. 災害時においてもエネルギーを安定供給するために、必要な施設を整備するとともに、財政支援措置を講じること。
 6. PPP／PFI 事業の推進を図るとともに、必要な施策と財政支援措置を講じること。
 7. 軽油取引税に係る課税免除措置については、引き続き延長を図ること。
 8. 「半島振興法」については、法期限を延長し支援措置を継続すること。
 9. 「電源立地地域対策交付金」（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付限度額等の拡充、事務手続きの簡素化及び制度の恒久化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう、制度の改善を図ること。
 10. 石油化学コンビナートの競争力の強化及び災害時における安全性の確保を図るため、必要な財政支援措置を講じること。
 11. 「自転車競技法」、「小型自動車競走法」における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須条件とするよう法改正を行うこと。

12. 東日本大震災関連

- (1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について必要な財政措置を講じること。
- (2) 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、次年度以降の制度継続を早期に明示するとともに、地域の実情に応じ事業が円滑に推進できるよう、制度の弾力的な運用を図ること。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の導入支援制度の対象地域を特定被災地域の周辺地域にも拡大すること。